

柏市立風早南部小学校 いじめ防止基本方針

柏市立風早南部小学校

令和6年度

1 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している当該児童等と一定の人的関係のある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

【いじめ防止対策推進法第2条】

2 基本的な考え方

① いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童に関係する問題であるとの認識に立ち、児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを考えて行われなければならない。

【いじめ防止対策推進法第3条】

② いじめの防止等のための対策は、全ての児童がいじめを行わず、及び他の児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童の理解を深めることができるよう進める。

③ いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。



これらを踏まえ、次の5点をいじめ防止のための基本姿勢とする

- (1) いじめを許さない、見過ごさない**雰囲気づくり**に努める。
- (2) 児童一人一人の有用感を高め、自尊感情や他者をいつくしむ**心を育てる教育活動**を展開する。
- (3) いじめ早期発見のため、日々の児童の**観察やアンケート調査**を行う。
- (4) いじめ早期解決のため、**安全対策を含め組織的な対策**を講じる。
- (5) いじめの早期発見・早期解決のため、**関係機関との連携**を密にする。

3 基本的な取組み

(1) いじめの未然防止にむけての日常的な取組み

○発達段階に応じた**確かな児童理解と教育相談を重視した生徒指導体制の確立**

- ア 児童理解・教育相談に関する教職員研修の充実
- イ 教育相談期間の設定 スクールカウンセラーとの連携
- ウ 心づくりプロジェクト会議、いじめ防止対策委員会の効果的な開催
- エ 学校生活アンケート等の計画的な実施

○**豊かな人間関係づくりの推進**

- ア 道徳の授業の充実 個々の価値観の相互理解 判断力の育成
- イ 豊かな人間関係づくり実践プログラムの展開
- ウ 社会性を育む奉仕・体験活動の展開
- エ 「SOS」の出し方に関する教育の充実

○生徒指導の機能を生かした「わかる授業」の展開

- ア わかりやすい授業の展開
- イ 授業研究の充実 教職員の力量向上

○学校と家庭・地域・関係機関等が連携・協働できる体制づくりの推進

- ア 保護者への啓発のための機会の充実 ～地域訪問，個人面談，懇談会等の活用～
- イ 市教育委員会児童生徒課，警察等関係機関との連携
- ウ いじめ防止対策委員会への校外委員への招聘

○人権教育の充実

- ア 外国にルーツのある児童への対応
- イ 家庭環境等に特別な事情がある児童への対応
- ウ 性同一性障がいや性的指向・性自認に係る児童への理解と対応
- エ ウクライナ情勢をめぐる児童への対応
- オ 宗教との関わりに起因する問題を背景とした児童への理解と対応

(2) いじめの早期発見に向けての取組み

○児童の出すサインを見逃さない。

表情，言動，特定の児童への対応，学級の雰囲気，交友関係の変化

○早期発見のための方法

観察，情報収集，客観的な理解，

○教師用チェックリストの活用

○家庭用チェックリストの活用

○生活アンケート（こころの健康調べ）の活用

○教育相談期間の活用

○職員会議，研修，生徒指導会議，いじめ防止対策委員会の計画的な開催

○いじめの相談，通報の窓口，電話番号等を児童及び保護者にリーフレットや電子メールにて周知

○児童の毎日のからだの状態を記録するシャボテンログアプリの導入

※アンケート等の保存期間は，児童や保護者から，長期間の経過後にいじめ重大事態の申立てがなされることもあり得ることを踏まえ，国のガイドラインや柏市立小中学校の管理規則に則り，指導要録と同様に実施年度の末から5年間とする。

(3) いじめへの対応～早期対応，早期解決に向けて～

重大ないじめ事案や児童生徒の生命，心身又は財産に重大な被害が生じる恐れがある犯罪行為と認められた場合には，法第23条6項に基づき，直ちに警察署生活安全課及び千葉県柏児童相談所に相談・通報を行い，支援を要請する。

↳ いじめに関わった児童の心身と関係性の修復及び再発防止に努める。

<いじめられた児童への対応>

① 一次対応：緊急対応

- ア 事実関係の正確な把握
- イ 安全確保と全面支援（心のケアを含む）
- ウ 関係者，保護者への報告・連絡・相談，教職員間の共通理解

② 二次対応：短期対応

ア 支援体制の確立

保護者，関係機関等との連携，当該児童への支援体制の確立

いじめ防止対策委員会

- ③ 三次対応：長期対応
 - ア 対人関係能力の向上と集団への適応促進

<いじめた児童への対応>

- ① 一次対応：緊急対応
 - ア 事実関係の確認
 - イ 関係者、保護者への報告・連絡・相談、教職員間の共通理解
- ② 二次対応：短期対応
 - ア 指導方針の立案と共通理解
 - イ 謝罪、事後指導等
- ③ 三次対応：長期対応
 - ア 規範意識の醸成と人間関係づくりの改善

(4) ネットいじめへの対応について

<対応の基本的な考え方>

ネットトラブルに対して、誠意を持って対応することは当然のことと考える。ただし、当事者（書き込みされた被害者、書き込んだ加害者、場を提供しているサービス業者）ではないので、削除や発信者情報開示の代行は厳禁である。

※訴訟となった場合、「被告」になる恐れあり。【弁護士法第72条「非弁行為」禁止】

違法・有害情報相談センター（総務省支援事業）

インターネット上の誹謗中傷に関する相談窓口のご案内（法務省）



(5) 重大事態の発生と調査【いじめ防止対策推進法第28条】

<重大事態の意味>

【いじめ重大事態の調査に関するガイドライン 文部科学省平成29年3月（抜粋）】

- ① 児童生徒が自殺を企画した場合
 - ・自殺を企画したが軽傷で済んだ。
- ② 心身に重大な被害を負った場合
 - ・暴行を受け、骨折した。・投げ飛ばされて脳震盪となった。
- ③ 金品等に重大な被害を被った場合
 - ・複数の生徒から金品を強要され、総額1万円を渡した。
- ④ 精神性の疾患を発症した場合
 - ・心的外傷後ストレス障害と診断された。
- ⑤ いじめにより転学等を余儀なくされた場合
 - ・欠席が続き（重大事態の目安である30日には達していない）当該校へは復帰ができないと判断し、転学（退学等も含む）した。

＜重大事態への対応＞

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、速やかに次の対応を行う。

- ① 重大事態が発生した旨を、柏市教育委員会に速やかに報告する。
- ② 教育委員会と協議の上、該当事案に対処する組織を設置する。
- ③ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査をする。
- ④ 調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対して、事実関係、その他必要情報を適切に提供する。
- ⑤ 教職員間の共通理解を密にし、組織としての対応を行う。

***出席停止を視野に入れざるを得ない状況については、いじめ防止対策委員会や心づくりプロジェクト会議で十分話し合いをもつとともに、教育委員会と十分な協議を行う。**

(5) 保護者への対応における配慮事項

法は、いじめの要件をいじめられている児童生徒の主観を重視した定義に立つ。保護者には、保護者会等で、具体的事例に即して法第2条の「いじめの定義」の共通理解を促し、どんな小さいいじめも初期段階から見過ごさない姿勢を共有することが求められる。

4 校内組織

①職員会議 定例月1回

※生徒指導上、共通理解が必要な児童のことに関しては、終礼などの時間やその都度記録として、データに打ち込みをしていくことで全体周知。

②生徒指導部会議 定例月1回（また提案事項等の検討が必要な時適宜）

教頭、生徒指導主任、養護教諭、教育相談担当、特別支援教育担当、栄養教諭、専科教諭、各学年担任、全教職員

※いじめやいじめにつながる事案については毎月の部会で共通理解を図る。

③いじめ防止対策委員会：緊急時・事案発生時

校長、教頭、生徒指導担当、教務主任、学年主任、教育相談コーディネーター、養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、特別支援コーディネーター、その他心理・福祉に関する専門的な知識を有する者やその他の関係者

※別紙にて参照

5 年間計画

	会議研修, アンケート等
4月	前年度との引き継ぎ 昨年度のいじめ未解消児童の経過観察
5月	月終りアンケート
6月	月終りアンケート 教育相談週間 生徒指導職員研修
7月	教育相談の結果の共通理解と対応 学校生活アンケート (1学期柏市いじめ状況調査) 情報モラル教育「インターネットと携帯電話の正しい使い方」について (高学年)
8月	児童理解等に関する研修
9月	月終りアンケート
10月	月終りアンケート 生徒指導職員研修
11月	月終りアンケート 教育相談
12月	学校生活アンケート実施 (2学期柏市いじめ状況調査) 教育相談の結果の共通理解と対応
1月	月終りアンケート
2月	月終りアンケート 教育相談
3月	学校生活アンケート実施 (3学期いじめ状況調査) ・教育相談の結果の共通理解と対応 1年間のまとめと次年度への方針

6 組織におけるいじめに対する措置

① 情報を集める

※ いじめ防止対策推進法第22条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」をいう。当該学校の複数の教職員に加え、心理・福祉の専門家、弁護士、医師、教員・学識経験者などから構成されることが考えられる。なお、「複数の教職員」については、学校の管理職や主幹教諭、生徒指導担当教員、学年主任、養護教諭、学級担任等から、学校の実情に応じて決定。

- ・教職員、児童、保護者、地域住民、その他からいじめの情報を集める。
- ・その際、得られた情報は確実に記録に残す。
- ・一つの事象にとらわれ過ぎず、いじめの全体像を把握する。

② 指導・支援体制を組む

《「組織」》

- ・正確な実態把握に基づき、指導・支援体制を組む（学級担任等、養護教諭、生徒指導担当教員、管理職などで役割を分担）。
 - いじめられた児童生徒や、いじめた児童生徒への対応
 - その保護者への対応
 - 教育委員会や関係機関等との連携の必要性の有無 等
- ・ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階からの的確に関わりを持つことが必要。
- ・児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。
- ・現状を常に把握し、随時、指導・支援体制に修正を加え、「組織」でより適切に対応する。

③-A 子どもへの指導・支援を行う。

※「組織」で決定した指導・支援体制に基づき、指導・支援を行う。

《いじめられた児童生徒に対応する教員》

- ・ いじめられた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保するとともに、いじめられた児童生徒に対し、徹底して守り通すことを伝え、不安を取り除く。
- ・ いじめられた児童生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめられた児童生徒に寄り添い支える体制をつくる。
- ・ いじめられている児童生徒に「あなたが悪いのではない」ことをはっきりと伝えるなど、自尊感情を高めるよう留意する。

《いじめた児童生徒に対応する教員》

- ・ いじめた児童生徒への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。
- ・ 必要に応じて、いじめた児童生徒を別室において指導したり、出席停止制度を活用したりして、いじめられた児童生徒が落ち着いて教育を受ける環境の確保を図る。
- ・ いじめる児童生徒に指導を行っても十分な効果を上げることが困難である場合は、所轄警察署等とも連携して対応する。
- ・ いじめた児童生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向ける。
- ・ 不満やストレス（交友関係や学習、進路、家庭の悩み等）があっても、いじめに向かうのではなく、運動や読書などでの的確に発散できる力を育む。

《学級担任等》

- ・ 学級等で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるようにする。
- ・ いじめを見ていた児童生徒に対しても、自分の問題として捉えさせるとともに、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。
- ・ はやしたてるなど同調していた児童生徒に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。

《「組織」》

- ・ 状況に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、学識経験者等の協力を得るなど、対応に困難がある場合のサポート体制を整えておく。
- ・ いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折りに触れ必要な支援を行う。
- ・ 指導記録等を確実に保存し、児童生徒の進学・進級や転学に当たって、適切に引き継ぎを行う。

③-B 保護者と連携する

《学級担任を含む複数の教員》

- ・ 家庭訪問（加害者、被害者ともまた、学級担任を中心に複数人数で対応）等により、迅速に事実関係を伝えるとともに、今後の学校との連携方法について話し合う。
- ・ いじめられた児童生徒を徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り保護者の不安を除去する。
- ・ 事実確認のための聞き取りやアンケート等により判明した、いじめ事案に関する情報を適切に提供する。

組織図

〔校内体制〕

〔外部機関〕

